

資料1-1

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例並びに関係規則の一部
を改正する件について（諮問）

1 趣旨

現在休園している南相馬市立上真野幼稚園、太田幼稚園、石神第一幼稚園、石神第二幼稚園及び原町なかまち保育園並びに現在運営している原町あずま保育園を、パブリックコメント手続きの実施結果等を踏まえ、南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例並びに関係規則の一部を改正するもの。

2 パブリックコメント実施の結果

(1) パブリックコメントの意見

令和6年11月1日（金）から11月20日（水）までの間「南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）」についてパブリックコメント手続きを実施した結果、以下のとおり意見が寄せられた。

①意見総数 0件（0人）

②意見等による素案の修正 なし

(2) 地域協議会からの意見

①意見総数 0件（0人）

②意見等による素案の修正 なし

休園施設の廃止に伴い、関係する条例及び規則を以下のとおり改正するもの。

3 改正する条例（新旧対照表）

- (1) 南相馬市幼稚園条例（資料1-2）
- (2) 南相馬市保育園条例（資料1-3）

4 関係規則の改正

- (1) 南相馬市立幼稚園管理規則
- (2) 南相馬市事務組織規則
- (3) 南相馬市一時預かり事業実施規則

5 今後の予定

時 期	内 容
11月27日（水）	鹿島区地域協議会（諮問）
12月20日（月）	原町区地域協議会（諮問）
1月23日（木）	小高区地域協議会（報告）
1月24日（金）	教育委員会定例会
1月28日（火）	子ども・子育て審議会

資料1-1

3月 上旬	条例改正について3月議会に上程
-------	-----------------

南相馬市条例第 号

南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例

南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】	南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】
南相馬市立 高平幼稚園	【略】	南相馬市立 上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273 番地1
南相馬市立 大甕幼稚園	【略】	南相馬市立 高平幼稚園	【略】
		南相馬市立 大甕幼稚園	【略】
		南相馬市立 太田幼稚園	南相馬市原町区益田字塩釜61番 地
		南相馬市立 石神第一幼稚園	南相馬市原町区北長野字北原田2 88番地
		南相馬市立 石神第二幼稚園	南相馬市原町区大木戸字西原1番 地

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南相馬市条例第 号

南相馬市保育園条例の一部を改正する条例

南相馬市保育園条例(平成18年南相馬市条例第110号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
【略】			【略】		
南相馬市立かみ まの保育園	【略】		南相馬市立かみ まの保育園	【略】	
			南相馬市立原町 あずま保育園	南相馬市原町区東町 三丁目7番地の4	115人
			南相馬市立原町 なかまち保育園	南相馬市原町区仲町 一丁目177番地	100人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。